

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月5日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書等の交付事務の実施による。

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

立川市印鑑条例（昭和53年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(登録の制限)	(登録の制限)
第6条略.....	第6条略.....
2 前項第1号及び第2号の <u>定めに</u> かかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	2 前項第1号及び第2号の <u>規定に</u> かかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
(印鑑登録原票登録事項の変更の届出及び職権修正)	(印鑑登録原票登録事項の変更の届出及び職権修正)
第8条略.....	第8条略.....
2 市長は、前項の <u>規定による</u> 届出がない場合においても、法に基づく届出若しくは申請又は職権により、印鑑登録原票の登録事項に変更があると知ったときは、第10条の規定による登録の消除を除き、その登録事項を職権で修正しなければならない。	2 市長は、前項に規定する届出がない場合においても、法に基づく届出若しくは申請又は職権により、印鑑登録原票の登録事項に変更があると知ったときは、第10条の規定による登録の消除を除き、その登録事項を職権で修正しなければならない。
(登録証明の申請及び交付)	(登録証明の申請及び交付)
第12条略.....	第12条略.....
2略.....	2略.....
3 印鑑の登録証明を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、 <u>次の各号に掲げる方法</u> により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	3 印鑑の登録証明を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、 <u>市の電子計算組織により証明書等を自動的に交付する端末機に印鑑登録証を使用して、あらかじめ自ら市長に申請し、登録した暗証番号等を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける</u> ことができる。
(1) 自動交付機 (市の電子計算組織により証明書等を自動的に交付す	

る端末機をいう。）に印鑑登録証を使用し、あらかじめ利用者自らが市長に申請して登録した暗証番号を入力する方法

(2) 多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法

附 則

この条例は、平成29年7月3日から施行する。

